

令和4年1月24日

事業所責任者 各位

鳳凰会グループ  
赤津 会長代理

### 新型コロナ、オミクロン株の流行を受けて（通達）

標記について、下記の通り通達します。医療機関としての事業を継続できるよう、感染管理の手を抜くことなく最善を尽くし、対応して参りましょう。

#### 記

##### 1. 背景

報道の通り、オミクロン株の感染力は凄まじいものがあります。埼玉県ではすでに9割以上はオミクロン株に置き換わっています。

小中学校、保育園、幼稚園でも複数感染が見られ、学級閉鎖がうなぎ上りです。鳳凰会グループの職員家族の罹患も報告され、濃厚接触者として勤務が困難になるケースが出て参りました。

医療機関としての事業継続ができるよう、感染管理に万全を期し、「うつらない、うつさない、早く治す」を実践して参りましょう。

この度は事業継続の観点からオミクロン株への対処についてお知らせします。

##### 2. オミクロン株への対応

基本的にはこれまでの感染管理の延長ですが、感染力の強さと感染期間の短さを勘案し、行政での取り扱いが以前のデルタ株と異なっています。

###### (1) 外来・病棟勤務者の感染管理（鳳凰会グループ会長通達 2022-1、一部追加）

###### ア. 外来

診療・看護・介護に従事する者はN95並びにサージカルマスクを装着して下さい。フェイスシールド又はゴーグルも着用して下さい。必要時はプラスチックエプロン。

###### イ. 病棟

勤務時は二重マスクを装着して下さい。フェイスシールド又はゴーグルも着用して下さい。必要時はプラスチックエプロン。

ウ. 職員家族が新型コロナの検査対象となり、PCR陰性確認がまだの場合結果が出るまでは、勤務時はPPEの装着を行ってください。

###### (2) 濃厚接触者の待期期間

これまでは患者との最終接触後14日でしたが、令和4年1月14日から10日間に短縮されました。

###### (3) エssenシャルワーカーである濃厚接触者の勤務についての特別措置

6日目にPCR検査または抗原定量検査か、6日目と7日目の2回の抗原定性検査キット（薬事承認されたものを卸から事業者が入手必要）で陰性確認されれば当該業務への従事可能です。但し、10日経過するまではPPE装着して勤務して下さい。

(4) 医療従事者が濃厚接触者である場合の特別措置

下記のアからエを全て満たす場合は勤務可能となります。但し、10日経過するまではPPE装着して勤務して下さい。

ア. 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者

イ. ワクチン2回接種後14日以上経過後の濃厚接触

ウ. 無症状であり、毎日業務前にPCR検査または抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）による陰性確認

エ. 所属管理者の了解

(5) 濃厚接触者の日付の定義

陽性者	発症	⇒	⇒	解除					
	0日	1日	→	10日					
濃厚接触者 (同居)				0日	1日	→	6日	→	10日
				感染の恐れ	⇒	⇒	⇒	⇒	終了

(6) 感染者の待機期間

これまでと同じで発症日、無症状の場合は検査陽性日を0日として10日間の待機が必要です。

(7) 院内で特別にPCRを実施する場合（並木病院の場合）

以下の場合には平素の院内PCRに加え特別な枠を作りPCRを実施します。

ア. 病院業務に大きな支障がでることが予想される場合

例：該当者が多人数と接触がある場合、夜勤勤務等代替人員確保が困難な場合

イ. 病院事業継続のために必要な場合

例：医療従事者並びにエッセンシャルワーカーの特別措置を活用して職員に勤務して頂く場合

ウ. 病院長、副院長、またはIGTが必要と認めた場合

例：院内でのクラスター発生が考えられる場合等

以上